

○農林水産省令第九号

統計法(平成十九年法律第五十三号)の施行に伴い、統計法の施行に伴う農林水産省関係省令の整備に関する省令を次のように定める。

平成二十一年三月十八日

農林水産大臣 石破 茂

統計法の施行に伴う農林水産省関係省令の整備に関する省令

第一條 昭和五十一年果樹基本統計調査規則(昭和五十一年農林省令第七号)は、廃止する。

(漁業法施行規則の一部改正)

第二條 漁業法施行規則(昭和二十五年農林省令第十六号)の一部を次のように改正する。

第三條の二第二項中「統計法(昭和二十二年法律第十八号)第二条の規定に基づく指定統計第六十七号」を「漁業センサス規則(昭和三十八年農林省令第三十九号)第一条の調査」に改め、同条第三項中「統計法第二条の規定に基づく指定統計第六十七号」を「前項に規定する調査」に改める。

第十五条第一項中「指定統計」を「調査」に改める。

(植物防疫法施行規則の一部改正)

第三條 植物防疫法施行規則(昭和二十五年農林省令第七十三号)の一部を次のように改正する。

第六十一条第一項中「統計法(昭和二十二年法律第十八号)第二条の規定に基づく指定統計第二十六号」を「農林業センサス規則(昭和四十四年農林省令第三十九号)第一条の調査」に改め、同条第三項中「指定統計」を「調査」に改める。

(森林法施行規則の一部改正)

第五條 森林法施行規則(昭和二十六年農林省令第五十四号)の一部を次のように改正する。

第四十三条第一項中「統計法(昭和二十二年法律第十八号)第二条の規定に基づく指定統計第二十六号」を「農林業センサス規則(昭和四十四年農林省令第三十九号)第一条の調査」に改め、同条第二項及び第三項中「指定統計」を「調査」に改める。

(海面漁業生産統計調査規則の一部改正)

第六條 海面漁業生産統計調査規則(昭和二十七年農林省令第六十五号)の一部を次のように改正する。

第一條中「統計法第二条に規定する指定統計である海面漁業生産統計(指定統計第五十四号)」を「統計法(平成十九年法律第五十三号)以下「法」という。第二条第四項に規定する基幹統計である海面漁業生産統計」に「施行」を「実施」に改める。

第五條第二項中「自計申告調査」を「自計報告調査」に改める。

第五條の二第一項中「統計法第十二条第一項」を「法第十四条」に改める。

第七條を次のように改める。

(立入検査等)

第七條 調査の事務に従事する者は、法第十五条第一項の規定により、第四条第一項から第三項まで規定する調査事項について、資料の提出を求め、又は必要な場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査し、若しくは関係者に質問することができる。

2 農林水産大臣は、前項の規定により立入検査又は質問を行う者に対し、法第十五条第二項の証明書を交付する。

(漁業センサス規則の一部改正)

第七條 漁業センサス規則(昭和三十八年農林省令第三十九号)の一部を次のように改正する。

第一條を次のように改める。

(趣旨)

第一條 統計法(平成十九年法律第五十三号)以下「法」という。第二条第四項に規定する基幹統計である漁業センサスを作成するための調査(以下「調査」という)の実施に関しては、この省令の定めるところによる。

第一條の次に次の一条を加える。

(調査の目的)

第一條の二 調査は、漁業の基礎的事項を明らかにし、水産行政の基礎資料を整備することを目的とする。

第七條中「自計申告調査」を「自計報告調査」に改める。

第八條第一項中「統計法第十二条第一項」を「法第十四条」に改め、同条第五項中「北海道農政事務所及び」を「及び北海道農政事務所並びに」に、「統計法第十二条第一項」を「法第十四条」に改める。

第九條の見出し中「証拠」を「証明書」に改める。

第十條の見出し中「申告」を「報告」に改め、同条中「自計申告調査」を「自計報告調査」に改める。

第十一條を次のように改める。

(立入検査等)

第十一條 調査の事務に従事する者は、法第十五条第一項の規定により、第六条第一項から第三項までに規定する調査事項について、資料の提出を求め、又は必要な場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査し、若しくは関係者に質問することができる。

2 農林水産大臣は、前項の規定により立入検査又は質問を行う者に対し、法第十五条第二項の証明書を交付する。

(農林業センサス規則の一部改正)

第八條 農林業センサス規則(昭和四十四年農林省令第三十九号)の一部を次のように改正する。

第一條を次のように改める。

(趣旨)

第一條 統計法(平成十九年法律第五十三号)以下「法」という。第二条第四項に規定する基幹統計である農林業構造統計を作成するための調査(以下「調査」という)の実施に関しては、この省令の定めるところによる。

第一條の次に次の一条を加える。

(調査の目的)

第一條の二 調査は、農業及び林業の基礎的事項を明らかにし、農林行政の基礎資料を整備することを目的とする。

第十一條第一項中「自計申告調査」を「自計報告調査」に改める。

第十二條第一項中「統計法第十二条第一項」を「法第十四条」に改める。

第十三條の見出し中「証拠」を「証明書」に改める。

第十四條(見出しを含む)中「申告」を「報告」に改める。